

一般社団法人日本ジビエ振興協会 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、一般社団法人日本ジビエ振興協会（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

第1条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

- 2 会員は入会の手続きを完了した時点で、本規約の内容を承諾したものとみなす。

第2条（会員の定義）

会員とは、当法人のすべての種別の会員の総称をいう。

- 2 当法人の会員種別は以下の通りとする

（1）正会員

当法人の目的及び事業に賛同し、ジビエの流通・販売・提供を直接的に担う法人・団体、及び利活用に取り組む自治体及びそれに準ずる地域協議会の会員をいう。

（2）賛助会員

当法人の目的及び事業に賛同し、ジビエの利活用推進に必要な技術や情報、機材や物品を取り扱う法人の会員をいう。

（3）サポーター会員

当法人の目的及び事業に賛同し、当法人に入会を認められた個人の会員をいう。ジビエの消費等に関わる一般的な情報のみ配信する。

第3条（入会申込）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人にFAX、電子メール、または直接提出することとする。年会費は振込の受付のみとし、申込書の受領後14日以内に年会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第4条（会費）

会員が納入する会費は次のように定める。

- （1）正会員 入会金 なし

- | | | | |
|-------------|-----|----|----------------|
| | 年会費 | 1口 | 50,000円とし、1口以上 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | なし | |
| | 年会費 | 1口 | 50,000円とし、1口以上 |
| (3) サポーター会員 | 入会金 | なし | |
| | 年会費 | 1口 | 10,000円とし、1口以上 |

- 2 会費は、毎年4月中に同年4月から翌年3月までの年会費を、当法人の指定する口座へ振り込んで支払うものとする。
- 3 年の途中で入会した会員は、4月から9月までに入会した場合は1年分、10月から翌年3月までに入会した場合は半額の年会費を納入するものとする。
- 4 年の途中で退会した会員については、納入された年会費は返還しないものとする。

第5条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、当法人は、当該入会申込者の入会を認めないことができる。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて当法人により除名された者である場合
- (3) 指定期限日を過ぎても年会費を支払わない場合

第6条（会員資格及び有効期間）

会員の資格の有効期間は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。

- 2 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- 3 個人で入会した会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は、失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- 4 法人又は団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人または団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知しなければならない。
- 5 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第7条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

- 2 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責

任を負わないものとする。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （１）本人から退会の申出があったとき。
- （２）本人が死亡し、又は会員である法人又は団体が消滅したとき。
- （３）１年以上会費を滞納し、２度以上の催告を受けたにもかかわらずこれを支払わないとき。
- （４）除名されたとき。

第9条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

- （１）この会員規約に違反したとき。
- （２）他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害したとき。
- （３）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （４）その他、当法人が会員として不適切と判断したとき。

第10条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第11条（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第12条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- （１）他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- （２）公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- （３）当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- （４）その他、不適切と判断される行為。

第13条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為に

よって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償するものとする。

2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第14条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

2 理事会において、本規約が変更された場合、当法人は、会員に対し、変更内容を明らかにした変更通知書を、書面によって速やかに通知しなければならない。

附則

1. 第4条（会費）について、自治体会員の会費を以下のように変更する。

入会金 なし

年会費 1口を50,000円とし、1口以上

（平成30年5月11日変更）

2. 附則1の自治体会員の会費変更について、平成31年4月1日より施行する。

3. 第4条（会員の定義）について、会員種別を以下のように変更する。

正会員、賛助会員、サポーター会員

4. 附則3の会員種別の変更について、平成31年4月1日より施行する。

5. 令和8年6月25日 第4条（会員の定義）について、正会員の規定を改定。
令和8年6月26日より施行する。